

特別社員退職金規程

株式会社トーコー

第 1 条 (目的)

「特別社員就業規則」第 10 条の規定に基づき、特別社員の退職金に関する事項を定める。

- 2 本人が死亡したときは、労働基準法施行規則 42 条から 45 条の定めに基づいて、会社が適当と認めた遺族に対し退職金を支給する。

第 2 条 (退職金の算定方法)

退職金は退職または解雇したときの本給を基準とし、別表 1 の勤続年数に応じて算出した金額とする。

- 2 前項の規定に基づき、退職金支給額を算定するにあたっては、次の退職事由に応じた別表 1 の支給率をそれぞれ適用する。

1. 定年到達による退職のとき

2. 業務上の疾病により勤務に耐え得ないと認められる事情による退職のとき

3. 休職期間満了による退職のとき

4. 会社の都合による解雇のとき

5. 死亡により退職したとき

6. 前号以外の事由により退職したとき（自己都合退職）

ただし、会社が必要と認めた場合には、支給率を 1.0 以上として支給することがある。

- 3 最終計算額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、1,000 円に切り上げる。

- 4 本条に定める退職金とは別に、功労金を支給することがある。

第 3 条 (勤続年数)

勤続年数は、特別社員として入社した日または他の雇用区分から特別社員となった日から退職日までの在籍期間（特別社員就業規則第 37 条の規定により勤続年数に算入しないと定める休職期間を除く）を通算して年単位とし、1 年に満たない日数は切り捨てる。

- 2 定年を超えて勤務した期間は通算しない。

第 4 条 (支給時期及び方法)

退職金は、支給に必要な書類を会社が受理した日の属する月の翌月末日までに、あらかじめ本人または遺族が指定した金融機関に振込により支給する。

第 5 条 （遺族の範囲と支給順位）

従業員が死亡した場合の退職金は、労働基準法施行規則第 42 条から第 45 条の規定を準用する。ただし、同順位の者が 2 名以上となる場合には、会社が適当と認める者に支給する。

第 6 条 （適用の除外）

懲戒解雇された場合または懲戒解雇事由に該当する退職者に対しては、本規程による退職金を支給しない。ただし、諭旨退職・諭旨解雇の場合は、情状により一部減額のうえ支給することがある。

- 2 退職後において懲戒解雇に相当する事由が明らかになった場合は、すでに支給した退職金があるときは会社にこれを返還しなければならない。

第 7 条 （その他）

2023 年 3 月 31 日に千歳ファシリティーズ株式会社に在籍していた者は、2023 年 3 月 31 日時点における従前の退職金規程支給率表で計算した（この場合自己都合による減額を行わない）金額と、退職時に改正後退職金規程で計算した金額を比較し、いずれか多い方の金額を保証する。

付則

1. この規程は 2023 年 1 月 1 日より実施する。
 - （1）本規程は 2023 年 10 月 1 日より改正する。
 - （2）本規程は 2024 年 4 月 1 日より改正する。